





滋賀県内各市町の創業支援策一覧（主に補助金関係）

2024年4月1日現在

市町名	名称（上段）	補助内容	照会先	HP	QRコード
	対象（下段）	概要	問い合わせ		
県内全域	滋賀県起業支援金	補助限度額200万円（補助対象経費の1/2以内）	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 経営支援部創業支援課	https://www.shigaplaza.or.jp/kigyoshienkin-top/ 電話：077-511-1412	
	・新たに起業する方 ・Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継または第二創業する方 ※いずれも「デジタル技術を活用した「地域の社会的課題」の解決につながる事業であること。	デジタル技術を活用して地域の社会的課題の解決を目指す起業に対して補助（起業支援金の支給）するとともに、支援機関による伴走支援を行うことで、より効果的な起業の実現を目指します。			
長浜市	長浜市起業支援事業補助金	補助額 上限8万円 対象経費：創業費用、設備投資費用、広告宣伝費用 新たな事業の創出を促進し、市内産業の振興を図るため、個人等の起業に要する経費に対して支援します。	長浜市商工振興課 電話：0749-65-8766	https://www.city.nagahama.lg.jp/0000008121.html	
	長浜市バイオインキュベーションセンター入居者補助金	月額545円/㎡（ただし入居開始後18か月を経過するまでは月額1,090円/㎡） 退所月まで（最大 入所月から126か月目まで）	長浜市商工振興課 電話：0749-65-8766	—	—
	長浜市まちなか出店支援事業補助金	審査会の採点に応じ、100万円または150万円を定額補助 遊休不動産が町家の場合、最大200万円（補助率1/2）の加算あり 特定景観形成重点区域等で空き家・空き店舗・空き地等の遊休不動産を活用し新規出店する場合に、出店にかかる費用（店舗の外観・内装改修含む）を補助します。	長浜市商工振興課 電話：0749-65-6545	https://www.city.nagahama.lg.jp/0000013881.html	
	長浜市創業支援資金融資制度	○信用保証料率 優遇保証料率 年0.0% ※ 標準保証料率 年0.5% ※優遇保証料適用は既存残高も含めて1,000万円以下2,000万円 ○融資利率 優遇金利 年0.80%（固定）※ 標準金利 年1.00%（固定） ※優遇金利適用は既存残高も含めて1,000万円以下 ○融資期間 設備資金、運転資金 7年以内（措置1年以内） ○担保・保証人 不要・原則として、法人代表者のみ ○返済方法 元金均等割賦償還	長浜市商工振興課 電話：0749-65-8766	https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002307.html	
	・事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から1か月以内（市の特定創業支援の証明を受けた者は6か月以内）に市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 ※その他要件もありますので、まずはご相談ください。	低保証料率かつ低金利で、長浜市・金融機関・信用保証協会が長浜市内において起業し、市内で事業を開始される方を金融面でサポートします。			

市町名	名称（上段） 対象（下段）	補助内容 概要	照会先 問い合わせ	HP	QR コード
草津市	草津市ビジネスサポートセンター（くさつビズサポ）	創業希望者や事業者が抱えるビジネス上の課題に、ワンストップで支援するため、草津市と草津商工会議所が共同で「草津市ビジネスサポートセンター（くさつビズサポ）」を開設しています。 くさつビズサポでは、以下の事業を実施しています。 ①創業機運醸成 ビジネスカフェ等、創業への関心を高めるための事業 ②個別相談（創業・経営） 専門家と連携した創業希望者等に対する相談事業 ③経営スキル習得支援 創業、事業経営に必要な知識習得のためのセミナー ④マッチング支援 事業者同士や支援機関、大学等とのマッチング ⑤情報発信 各種支援制度や創業事例等の発信	草津市ビジネスサポートセンター（草津商工会議所内） 電話：077-564-5254	https://www.kusatsu-bizsapo.com/	
	草津市創業支援補助金	補助限度額50万円（補助対象経費の2/3） 下記の上乗せに該当する場合、1項目あたり25万円を上乗せ（最大125万円） ・新たな取組に挑戦しやすいまちとしての産業振興施策を促進するため、支援機関の伴走支援を受けながら創業に取り組みようとする方に対し、創業に要する経費の一部を支援します（限度額50万円）。 ・次の①～③に該当する場合は補助金を上乗せする。 ①：県内大学等を卒業後、2年以内に創業する場合 ②：県外在住者（転入後、6ヵ月以内を含む）が市内に転入し、創業する場合 ③：ゼロカーボンまたはDXに資する事業・サービスを実施する場合 ※詳細は、後日市ホームページに公開する募集要項等で確認ください。	草津市商工観光労政課 電話：077-561-2351	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/ku-rashi/sangyobusiness/sangyo/hojyo/so-ugyousienhozyo.html	
	草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金	入居施設：290㎡/㎡×月数（最大5年間） ・立命館大学BKCインキュベータに入居する中小企業者または個人であること。 ・退去後、市内に立地する計画を有していること。	草津市商工観光労政課 電話：077-561-2352	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/ku-rashi/sangyobusiness/sangyo/hojyo/dagigakurenkei.html	
	草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金	補助限度額60万円（補助対象経費の1/2） 補助限度額200万円（補助対象経費の1/2） ※工場または研究所を賃借する場合 ・市内で事業展開を図ろうとする法人または個人であること。 ・公的インキュベーション施設を退去してから1年以内であること。 ・国や県等から事業計画の評価や認定等を受けていること。	草津市商工観光労政課 電話：077-561-2352	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/ku-rashi/sangyobusiness/sangyo/hojyo/ri-gochisokushinhozyo.html	
	草津市女性チャレンジ支援助成金	補助限度額5万円（補助対象経費の2/3） ・女性のチャレンジ応援塾「輝☆業塾」を修了していること。 ・市内に居住していること。	草津市男女共同参画センター 電話：077-565-1550	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/ku-rashi/jinken/danjosankaku/jyoseikatyaku/jyoseikin.html	
草津市魅力店舗誘致事業補助金	補助対象事業に係る空き店舗の内装または外装の改装工事に係る経費（補助対象者の資産形成ととならない経費に限る。）の2/3以内を補助（補助金限度額200万円） JR草津駅を中心とする中心市街地活性化のため、中心市街地の空き家・空き店舗に店舗等を出店し、地域の賑わいを再生しようとする取り組みに係る経費の一部を助成します。	草津市都市地域戦略課 電話：077-561-6931	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/ku-rashi/toshikeikaku/chushinkasseika/jyohou/miryokutenpo04010529.html		
粟東市	粟東市空き店舗等活用促進事業補助金	店舗改装費 補助限度額20万円（補助率10分の2以内） 店舗賃借料 補助限度額5万円（補助率10分の2以内、最長12カ月） 広告宣伝費 補助限度額5万円（補助率10分の5以内） ※粟東市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業（りっとう創業塾等）の修了者は補助の上乗せ有	粟東市商工観光労政課 電話：077-551-0236	募集開始時に市ホームページに掲載し ます。	—
	粟東市創業支援融資利子補給金	利子補給率 年1.0%以内 補給上限額 年15万円 1事業者あたり15万円を上限に、毎年1月～12月までに支払った利子に対して補給します。 対象期間は融資を受けた月から36ヵ月を限度とします。ただし、償還期限を切り上げて償還を完了した場合はその時点までとなります。	粟東市商工観光労政課 電話：077-551-0236	募集開始時に市ホームページに掲載し ます。	—
甲賀市	甲賀市創業支援補助金	補助限度額30万円（補助対象経費の1/2以内） 市内での創業促進を図るため、創業時の負担軽減を目的として、新たに事業を開始（創業）する小規模企業者を対象とした創業にかかる経費の一部補助を実施します。	甲賀市産業経済部商工労政課 電話：0748-69-2188	—	—
	甲賀市女性のチャレンジショップ支援補助金	補助限度額10万円（補助対象経費の1/2以内） 市内で起業を目指す、または起業している市内在住の女性を対象に、市内の民間施設等で行うチャレンジショップ開催にかかる経費の一部を補助します。	甲賀市産業経済部商工労政課 女性活躍推進室 電話：0748-69-2189	—	—

市町名	名称（上段） 対象（下段）	補助内容 概要	照会先 問い合わせ	HP	QR コード
野洲市	野洲市創業支援補助金	補助限度額20万円（補助対象経費の1/2以内）	野洲市役所環境経済部商工観光課	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を設置して事業を営んでいるまたは営もうとしている。 野洲市商工会が実施する「創業塾」※（令和4～6年度、全5回開催予定のもの）を受講して修了し、野洲市商工会から補助金の申請に係る確認を受けている。 市町村税及び国民健康保険税を滞納していない。 実績報告を提出する日まで市内で事業を継続している。 許認可を要する業種の場合、許可を受けているまたは受けることが確実である。 暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係をもっていない。 	市内での創業促進を図るため、創業時の負担軽減を目的として、新たに事業を開始（創業）する小規模企業者を対象とした創業にかかる経費の一部補助を実施します。	電話：077-587-6008		
高島市	創業スタートアップ応援事業補助金	補助限度額30万円（補助対象経費の1/2以内）	高島市商工観光部商工振興課	募集開始時に市ホームページに掲載しません。	-
	<ul style="list-style-type: none"> 創業されてから2年以内の方や、これから事業をはじめられる方 本市の創業支援等事業計画における実践創業塾の受講を修了している方 等 	市内での創業を推進し、地域の活性化や新たな雇用を創出することを目指し、創業されてから2年以内の方や、これから事業をはじめられる方に支援を行います。	電話：0740-25-8514		
東近江市	東近江市空店舗改修支援事業補助金	店舗改修費用の1/2、上限100万円	東近江市商工観光部商工労政課	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> 概ね1年以上営業や居住をしていない建物を改修し、店舗として利用し事業を行う者 市内に住民登録または法人登記のある者 商工会または商工会議所の会員である者 	市内にある空店舗を利用して開業する事業者を支援します。	電話：0748-24-5565		
	東近江市中心市街地商業等空店舗改修支援事業補助金	店舗改修費用の1/2、上限300万円	東近江市商工観光部商工労政課	-	-
<ul style="list-style-type: none"> 市の中心市街地商業等集積地域内にある建物（概ね1年以上営業や居住していないもの）を改修し、店舗として利用し事業を行う者 小売業、飲食その他のサービス業等を営む者 	中心市街地にある空店舗を利用して開業する事業者を支援します。	電話：0748-24-5565			
東近江市新規開業支援資金利子補給	利子1%相当分を36か月分（最大）、対象融資限度額3,000万円	東近江市商工観光部商工労政課	-	-	
<ul style="list-style-type: none"> 対象資金 ①滋賀県中小企業振興資金融資制度における「開業資金」 ②日本政策金融公庫の国民生活事業における「新規開業資金」または「女性、若者/ソニリア起業家支援資金」等 ・契約日において、東近江市で開業を予定しているか、開業後1年未満である者 ・住民登録（法人は法人登記）が東近江市にある者 	市内で新規開業する事業者の受けた融資について支援します。	電話：0748-24-5565			
米原市	創業・新事業創出支援事業	補助上限額100万円（補助対象経費の1/2以内）	米原市農政商工課	募集開始時に市ホームページに掲載しません。	-
	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない人が、新たに事業を開始する場合 ②既に事業を営んでいる人が、既存の事業と異なる分野の事業を新たに開始する場合 	市内の地域資源を生かした創業計画を募集し、専門家による評価委員会での評価の高い事業の実現を支援します。	電話：0749-53-5146		
	伴走型創業促進補助金	補助上限額5万円	米原市農政商工課		
申請日において創業日から1年を経過しておらず、市内に主たる事業所を設置して事業を営む者	市内での創業を促進するため、商工会から継続的に経営指導を受ける創業者を幅広く支援します。	電話：0749-53-5146			
多賀町	多賀町がんばる商店応援補助金	補助限度額200万円（補助対象経費の1/5以内）	多賀町産業環境課	-	-
	補助対象産業（小売業、飲食業等）を行うため、新たに開業、業態変更等を行う方		電話：0749-48-8118		

（注）上記掲載の情報は令和6年4月1日現在のものです。予算がなくなり次第、終了するものも含まれます。詳細については各ホームページ等をご確認ください。